

パネルディスカッション

テーマ「これからの地方議会 ～地方の課題と問われる政策形成能力～」

司会（神田議員）；

再開させていただきます。

「これからの地方議会～地方の課題と問われる政策形成能力～」をテーマにパネルディスカッションに移らせていただきたいと思います。私からパネリストの皆さまを紹介させていただきます。

皆さまから向かって左から、先ほど基調講演をしていただきました駒林良則先生です。続きまして、奈良市議会議員の天野秀治様でございます。そして、十津川村村議会議長の中南太一様です。最後に、奈良県議会の井岡正徳議員でございます。

パネリストの皆さまのプロフィールにつきましてはお手元のプログラムをご覧ください。ここでの紹介は省略させていただきます。

これからのディスカッションは駒林先生に進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

駒林教授；

よろしくお願いいたします。短い時間ではございますが有意義なディスカッションにしていきたいと思っております。

本日のテーマは政策形成機能、政策形成能力をどう充実させるかということですので。3名の方にお越しいただいてそのあたりのお話をしていきたいと思っております。

大きく二つの論点、テーマをこちらでは用意させていただいています。一つは議会改革の中での政策形成能力をどのように充実させてきたのかという取組を、お三方からお話していただき、難しさなどを議論していく。もう一つは、今後の政策形成機能をどう高めていくか、先ほどお話ししましたサポート体制などをどのようにとっていけばよいのかの話です。この二つをテーマにして議論を進めていきたいと思っております。最後に皆さんからのご質問も受けたいと思っております。

それでは、最初のテーマでございますが、それぞれの政策形成能力充実のための取組状況などをご紹介したいと思います。まず、天野議員からよろしくお願いいたします。

天野議員；

皆さん、こんにちは。奈良市議会議員の天野秀治でございます。

私からは3点のテーマ、ポイントについてお話させていただきます。本日の資料は当初パワーポイントが使えるということでしたので、このような形式になっておりますが、お手元の資料をご覧になってください。

1 ページ目、一つ目のポイントとしまして、奈良市議会における議会改革の動向につきまして簡単に触れさせていただきたいと思っております。まず、平成23年6月定例会で議会制度検討特別委員会が設置されました。この間、市民からあるいは市民団体からさまざまな要望が寄せられました。それに対応するため、同年8月に改革すべき項目の洗い出しを行い、優先順位を付けさせていただきました。

各会派の提出した優先順位の一覧表ですが、この時点で議会改革に取り組む温度差が明確に出ておりました。

平成23年9月に6月の議長選挙における不正行為が発覚しまして、これに対応する形で改革が加速いたしました。他の議会でもよくあるのですが、何か不祥事があって改革がどんと進むという事例とよく似た現象でございました。

2 ページ目をご覧ください。改革された主な項目を掲載させていただきました。議会基本条例がこの3月に制定されたこと、政治倫理条例を全部改正したということです。ただし、ここにありますように結構多くの反対者が出ました。その中での制定でございます。それから、議案書や本会議、委員会の資料すべてをホームページで公開するようにしました。これまでは議案書ひとつ市民の方に提供することがございませんでした。また、奈良市議会では基本的に議案を委員会に付託しておりませんでした。中核市41市ある中で奈良市だけがそのような状況でございまして一発採決をしておりました。これを原則、全ての議案を委員会に付託するという形に変えました。

また、本会議と委員会のインターネット中継を始めました。インターネット中継は録画配信も行うのですが、4年間は見ることができるという状況でございます。委員会の状況を見ることができるとは全国でも結構少ない例だと思います。

そして、本会議の定時開会、10時に始まるといえば10時に始めるという話ですが、こういったことから改革いたしました。

3 ページ目、正副議長の選挙をオープンで行う、立候補制といたしました。ただし、立候補者以外に投票されても構わない。また、立候補のときに所信表明を行うのですが、地方自治法上の制約から、会議中にそれを行うことができませんので、休憩をとって、ただし、休憩中にインターネット中継は行って、そこで所信表明を行うという形にしました。所信表明で、今の議長が議会における政策評価、事業評価をやりますと言ったものですから、実際にそれが動いていって、事

業調書というすべての事業の調書が出されるようになりました。

それから、本会議や委員会へのパソコン、タブレットの持ち込みこれができるようにいたしました。

そして、予算決算委員会を常任委員会として設置することによって予算を審査した人が同じく決算を審査するという形をとることができました。

また、かなり大きな制度変更でありますので職員に対しアンケートを繰り返し、PDCAサイクルで現在制度を改革しております。これらのことによって、議論が深まることを期待しております。

次に4ページ、5ページです。ここは、今回のシンポジウムにあたりまして政策立案や政策提言等に関する条文をまとめさせていただきました。かなり多くの政策形成や政策立案の文言を条例の中の条文として表現しておりますが、ただし、肝心なものが抜け落ちているのです。政策検討会議の設置に関しては見送りとなりました。この設置については、各会派の賛同が得られない状況でございましたので設置を見送らせていただきました。ただし、それに代わって委員会活動の中でそれを行っていきましょうということになっています。

次に6ページです。ここは、二つの政策形成過程を踏んだ事例を紹介させていただきたいと思います。通常は市民生活に関わる条例を検討するものでございますが、議会基本条例に関しまして政策形成過程を経て行いました。これは21回の審査を行う、あるいは専門的知見の活用として法政大学教授廣瀬克哉先生においでいただいた。あるいは市民アンケートを議員自ら街頭に出て取りました。市民アンケートをとったものを議員がエクセルのデータを入力し、アンケートの結果を集計し、市民へ公開しました。それからパブリックコメントでございます。これは市議会としてパブリックコメントをホームページで実施いたしました。返ってきたものに対しまして市議会の考え方を追記して公開いたしました。そして、条例の最終案、ここでは市民アンケートや専門的知見を盛り込んで条文を完成いたしました。

7ページをご覧ください。総合計画の審査について政策形成過程を踏まえました。まず、平成22年3月の定例会で奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例を奈良県議会の条文を参考に作らせていただきました。そして、それが可決されこの時点では基本構想に加え、基本計画も議決事件化され、地方自治法改正で基本構想が議決事件でなくなりましたので、基本構想もその後改正しまして議決事件にしております。議会の総合計画県検討特別委員会は数多く開催するとともに参考人招致で9組10名の方から意見をいただいたり、委員会委員による先進例視察といったことを行いました。また、総合計画の愛称公募も行いました。これは議会で市民だよりを使わせていただき公募いたしました。

審査の結果、議会として433点の課題を指摘したのです。たとえば総合計画の中でありもしない何々計画が総合計画に載っていると、本当にまちがいがたくさんあったのです。多くの課題を指摘したら結果的に原案の取り下げとなってしまいました。

こういった形で二つの事例がございます。

以上でございます。

駒林教授；

ありがとうございます。また、細かいところでお話がありましたらさらに議論を深めていきたいと思えます。豊富な中身でございますけれども時間配分を守っていただきありがとうございます。

それでは、中南議長から十津川村議会の取組についてよろしく願いいたします。

中南議長；

十津川村議会の中南と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方では資料を準備しておりませんので、よろしくお願いいたします。

十津川村議会の議会改革についてご説明を申し上げます前に、村がおかれている状況について簡単にご説明申し上げます。

平成の大合併が叫ばれる中、十津川村は自主、自立の村づくりの道を選択いたしました。平成12年には地方分権一括法が施行され、その後の三位一体改革は当村のような財政力の弱い自治体には大きな試練を与えました。このような国の政策は本当に地方のことを考えているのかという思いを抱きながらも、苦しい財政状況の中で村が生き残っていくためにはどうするべきか、これまで以上に議会が積極的に意見を出していく必要性を強く感じたわけでございます。

それは村当局に対してだけではなく、国、県に対して地方が抱える実情をもっと知っておいてもらうということでもあります。当村も他の多くの町村の例にもれず少子高齢化、過疎化が進んでおります。高齢化率は41%、54ある大字の内半分近くの24大字が限界集落となっている状況にあります。このままの推移をたどれば30年後には人口が2千人になるという推計も出ております。

何より基幹産業であった林業の衰退は人口の減少に拍車をかけました。現在、村は林業の再生こそが村を再生する道であると木材加工施設を建設し、6次産業化をめざした取組をすすめているところでございます。

そのような中で、一昨年、紀伊半島大水害によりまして村は甚大な被害を受けました。インフラの整備、堆積土砂の排除、安全な拠点作りと多くの課題が累積

しておりますが、安心して安全な村づくりをめざして災害からの復興に取り組んでいるところでございます。

さて、本題の議会改革への取組でございますが、まず最初に行いましたのは議員定数の削減でございます。平成11年には定数16名でございましたが、改選時ごとに2名の減をいたしまして、現在は10名となっております。その後、先ほども申しました地方分権一括法が施行されたことにより議会の自主的な決定と責任が大変大きくなったのは皆さんがご存知のとおりでございます。

そのような中、これからの議会はどうあるべきか、そんな住民の声にこたえ開かれた議会を目指す必要がある、そのような思いの中で、前議長の松實議員のリーダーシップのもと議会基本条例の制定に向けて取り組みました。当村の議会基本条例の制定までの過程でございますが、平成21年12月奈良女子大学の澤井先生から議会基本条例とはどのようなものか基本条例について基礎的な内容について議員及び役場職員に対して研修を行っていただきました。その後、天理市の議会基本条例を参考にさせていただき、条例案を作成いたしました。平成22年度においてこの条例案をたたき台といたしまして計8回の議員総会を開催し、条例案の内容について検討を行い、平成23年4月1日に議会基本条例を施行いたしました。

当村の議会基本条例の主な内容ですが3つございます。まず、一つ目は議会報告会の開催でございます。議会報告会を開催し、住民の意見に広く耳を傾けるとともに村の現状、財政状況等をよく知っていただき、共に村の将来を語る場所づくりを行っていきたいと考えております。二つ目は議員研修の充実と活発な議論を推進するための議会政策討論会の設置でございます。これまで以上に議員間相互で政策について語り合い、意見を集約して村当局だけでなく他の執行機関への投げかけをやっていきたいと考えております。当村は政務活動費の条例はございませんが、各議員が独自に視察、研修等積極的に行っていただくために費用弁償や研修会への参加負担金など年間300万円の予算を計上していただいております。議員活動を活発化させ、その成果を議会にフィードバックし議論の活発化を図っていきたいと考えております。三つ目は、二つ目とも関連いたしますが、議論の活性化を図るために村当局から資料の提出を求めています。従前から予算等にかかわる資料については村当局からの提出をうけておりましたが、これを機会に村当局から統一した資料の提出を受けることができるようになり、事業等の内容について詳細な情報を得ることによって、より突っ込んだ議論が行えるようになったと感じております。

これまでの議会基本条例に関わる動きについて申し上げます。まず、基本条例を制定しました平成23年は紀伊半島大水害によって村は甚大な被害を受けまし

た。議会としては何よりも村当局が行う災害からの応急復旧への全面的な協力を第一と考え、基本条例に係る動きはとっておりませんでした。しかし、そのような中で、一度議会報告会を開いてはどうかという意見がございまして、平成24年2月に第1回の議会報告会を開催することといたしました。報告会に先立ちまして、1月には生駒市の議会報告会に研修を兼ねて参加させていただきました。報告内容等について勉強させていただきました。また、2月のはじめには当村の議会事務局が平群町の議会事務局を訪問し、基本条例制定前の流れや議会報告会についてご教授をいただきました。報告会の開催日当日は基本条例制定にお力添えをいただきました奈良女子大学の澤井先生においていただき住民・職員向けに講演会を開催し、その後はじめて報告会を開催する予定をしておりました。村報、また前日には行政無線でのよびかけを行っていたのですが、誠に残念ながら住民の方の参加がなく報告会の開催には至りませんでした。我々議員全員が力不足を痛感し、その開催方法、周知方法等について再考を要する結果となってしまったことは大いに反省すべき点でありましたが、次回にかける意気込みも生まれました。

しかしながら、平成24年度については誠に申し訳ないお話ですがこれといった動きをすることなく終わっております。

何よりも村は、復興計画に基づき災害からの復興に歩み出したばかりでございます。先ほど村の現状についてお話させていただいた中で、村が生き残っていくためにこそ、我々議員が活発な議論を展開し意見を出していく必要があると申し上げました。村はある意味普通ではない状況にございます。そんな状況であります。議会において議論を活発化させ、村当局に対し、また国、県に対して積極的に意見を発信していかなければならない、その考えに変わりはありません。

今年度については議会基本条例を作った時の思いを議員全員で再度確認し、住民に対し開かれた議会を目指し議会改革に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

駒林教授；

ありがとうございました。それでは奈良県の井岡議員からよろしく申し上げます。

井岡議員；

みなさんこんにちは。奈良県議会の井岡でございます。

昨年、第1回の議会改革シンポジウムにおきましては、県議会の議会改革について、議会基本条例にあります議会改革推進会議の発表をさせていただきました。

けれども、議会基本条例の中で政策検討会議を設けた経緯や政策形成の機能について主に述べたいと思っております。

まず、資料3の1ページ、基本条例の中で第15条として政策立案、政策提言を設けさせていただきました。現在、具体的に何を行ってきたかを申しますと、条例については4ページにありますように、いくつかの政策条例を制定させていただきました。この政策条例の中で県議会の基本計画議決条例は各派会議で自民党から提案し上程させていただきました。ならの地域医療を守り育てる条例については厚生委員会の委員会提案条例、がん対策推進条例はその当時の議長の提案で議員提案とさせていただきました。その次の条例の修正ですが、この前の3月議会でがん対策の議員連盟、これには議員全員が参加していますが、この議員連盟主催で修正をさせていただきました。そしてなら歯と口腔の健康づくり条例については厚生委員会で1年間かけて検討し3月議会で上程させていただきました。今、地域交通対策等特別委員会にて（仮称）奈良県公共交通基本条例を6月議会制定に向けて議論し、準備しているところです。

政策提言の方ですが、2年前から特別委員会を再編成いたしまして5つの特別委員会を設けています。その中で先ほどいきました特別委員会においては条例を制定するという目的、そして現在私が委員長をさせていただいている広域行政調査特別委員会では、話題の関西広域連合に入るか否かの提言を6月議会に発表する予定をしております。2年間の議論をしながらそういう形でさせていただく予定です。

次に第17条ですが、政策検討会議の設置ということで、政策検討会議はなぜ設けたかという、昔は執行機関が議員個別や会派へ説明をしていただいたわけですけれども、その中で執行機関が議員を分断するといえますか、各議員に対して合意を形成して説明するというのをいかにして変えていくか、議員が一体となって議員同士で各会派を超えて議論を交わしながら、それを首長にぶつける、議員全員がまとまれば強いのだという何かを設けたくて、こういう政策検討会議を設けました。今は1年半になりましたが、各会派の政調メンバーが、ようよう1年半で理解していただけたと思っておりますけれども、まだ全議員までは各会派で勉強していただかないとならないと思っております。まだまだ集約されていないと思います。

政策検討会議で何をするかというと、一番重要なのは基本計画ですが、奈良市は総合計画を議論されましたけれども、総合計画も含めまして5年以上の計画、それから法定の定めによる計画は除くとか、審議会に議会の代表が入っている場合は除くとか、いろいろな条件で、年間2本くらいは5年以上の計画が出てきます。その計画をイエスカノーかで議決するのだったら、事前の1会期以上前の議

会で議会の意見もその中にいれる、いわば事前の計画の内容を議会が関与するということを設けました。それが5ページのルールです。したがって、パブリックコメントを取る前に議会の意見を聞くという、住民の意見を聞くのだったら議会の意見も聞いてそこで入れたら良いのではないかという手法をもってきたのです。最後の議決になって計画をノーといわれると執行機関も最初から作り直してパブリックコメントを行い、とまた半年ぐらいかかります。それならば事前の調整期間を作っているのではないかということで、こういう形をつくらせていただいています。現在こういう形でようよう軌道にのったところでございます、事前に会派からの意見を聞いて計画の修正をしているところでございます。

それが主な目的でございます、議会の監視機能として、決算認定のあり方ですけれども、決算を不認定としても法的効果はないのですけれども、6ページの奈良県マネジメントサイクル、県の執行機関が作っております、この中で決算委員会の説明、議論というのがございます。2月議会の予算委員会での説明となっておりますけれども、これは決算委員会で議論し、決算委員会委員長報告で報告したことに関して2月の予算委員会でどの程度反映されているかというのを検証しまして、執行機関からこの部分はこれだけ予算化しています、これはまだですという検証されたもの、理由や説明をペーパーで受けさせてもらいます。これに基づいてまた短期間、予算委員会で意見を言い、決算につなげる。短期の議会側の政策の推敲を理事者側にぶつけるという、短期についてはこの決算のマネジメントサイクルを使いながらやらせていただいて、長期については5年以上の計画について、中長期の計画は途中で首長が変わるかもわかりませんから、議会が関与するという二本立てでやらせていただいています。

それから政策検討会議では政策セミナー、それから年2回ぐらい有識者の先生にきていただいてそこで意見をいただく、それから議会改革シンポジウムを主催させていただいています。それから、有識者の大学の教授と3回にわたって意見交換をさせていただいています。その中で、この政策検討会議がどうなのかと教授の先生から意見をいただいたり、それから、本会議や常任委員会の運営方法についてどうするのかとか、政策立案に対してのいろいろな諸課題、100条委員会を行っている場合は役割はこれでいかどうかと、いろいろなことを聞かせていただいて、議員だけでやるのだったら有識者の先生の意見を聞いて公平にやっていきたいということでやらせていただいています。

いろいろとこれから取り組む最中ですが、県議会と市町村議会の体制では違うところがございますが、少しでも参考になればということで説明をさせていただきました。以上です。

駒林教授；

ありがとうございました。三つの議会からお話をいただきました。それぞれ十津川村議会では議会基本条例はお作りになって、議会報告会が制度化されたけれども、まだなかなか難しい部分もあるというお話でございました。奈良市議会では、改革を進めていく中でいろいろご議論があったようでして、政策検討会議は見送りになったということですが、一方で奈良県議会では政策検討会議を1年半機能させておられるということで、いずれにしても、それぞれの自治体の大きさ等も含めまして政策形成を行う仕組みをどのようにやっていけばよいのかというのを、試行錯誤的などころも含めまして、今3名の方からお伺いし、そういう感想をもったわけですが、それで、奈良市のお話でなかなか政策検討会議がうまくいかなかったということですが、二つ目のテーマに関わりますが、天野議員の資料の最後に課題とありますが、これについてお話しただけの範囲でお話しただけだと思います。

天野議員；

課題ということですが、まず、そもそも論なのですが、議員が議員の仕事は何が正しいと感じているかが随分違うわけです。たとえば、議員はあくまで監視機能でいいのですよと考えておられる方もおられますし、いや政策立案、政策形成しなければならないと考えておられる方もおられるかもしれない。あるいは、予算をとってきて地域に流し込んだらこれでいいと考えておられる方もおられるかもしれない。その辺は本当にいろいろな背景があって、多様な人材が集まってきますから、それぞれ違うのです。ですから、一部の利益団体の要望を反映させるのが自分の仕事であるのであれば、みんなで政策形成をするというのは考えられないわけです。そもそも論と書きましたのは、それぞれ議員によって多様な考えがあるということですが、

二つ目としましては、議員間相互の議論に対する抵抗なのですが、先ほど議会基本条例の採決で多くの反対の方が出たとお話しいたしました。これは、例えば反問権と議員間討議の二つは許せないということで反対された政党がございます。多様な議員が集まって一つの結論をだすなんて無理だということをおっしゃるのですが、多様な人が集まって多様な意見を一つの結論にもっていくために地方自治法があり会議規則があるわけです。ですから、その辺の認識が全く違うわけですが、そういったことでなかなか一致できない。

三つ目としましては、どこの議会でもいくばくかの対立構造があると思うのです。奈良市の場合はこの10年ぐらい非常に強い対立がございまして、対立といっても、昨日の敵が今日の味方になっていることがあるのですけれども、そうい

う構造のなかで、向こう側がこれを通そうとするから反対するといったこともあるのです。

そういったことで、議会全体としての政策形成、政策立案が非常に困難な状況にあるということでございます。

駒林先生；

ありがとうございます。政策検討会議の設置につきましては難しかったということが今のお話でよく理解できました。

一方、奈良県議会ではこれがうまく機能されているというのは、うまくいくにはご苦労をされているのかというところでございますが、この辺はどうでしょうか。

井岡議員；

市町村議会は首長も議員も一緒の選挙区で選出されますが、県議会は市町村議会と異なり、知事は選挙区が全県一区に対し、県議会は中小選挙区で議員が各地域から選出されており、対立関係があまりなく会派形成がしやすいのです。会派形成が議員7～8人でできるということがあります。私の所属する自民民主党は年配の議員がたくさんおられますが、若いものにおまえら好きなようにしたらよいではないか、私らはちゃんと見守ってやるからという大きな気持ちもございません。

また、平素から、意見書について、意見書調整会議のルールがございまして、全会派一致で議案提出することが原則ですが、一会派の反対がありましても提出します。二会派以上の反対があれば提出しないということでございます。意見書調整会議は十何年も前からやっております。例えば、自民民主党と日本共産党とか、党名をだして悪いのですが、意見が対立する場合がございますが、それに対して常に議員同士で議論をする、特に若い議員さんが多いのですが、そういう議論をする場があったということも一因だと思います。

駒林教授；

ありがとうございます。

天野議員がおっしゃっている政策形成のとらえ方に、やはり議員の中で違いがあるということございまして、ここでテーマとしているのは、議会全体として議会の力をアップするということでございます。政策力をアップする、議会として何か政策を形成できないかという議論をしているということでございますので、結集がなかなか難しいところがあるということ、まだそういう議論をしっかり

していかなければならないところがあるのだと思っております。

いろいろな討議の場をつくるかつくらないかということも含めまして、まず議論をしてその議論をオープンにさせていただきたい。誰がどういうことを言って、こういうことになっているのかを住民に知らせるということが必要だろうと思っております。せっかく議会基本条例を作ったのですから、そういったところでそれを実現していくというのが議会の使命であります。そういう中で、政策立案をやっていくというふうなうたっている以上、議会としてそういう議論を活発にさせていただき、なおかつオープンにさせていただくということで住民の理解が得られるのかなと思っておりますのでございます。

そして、難しさというのを今議論していただいたのですが、一方、議会全体で政策形成をするといってもいわゆるサポート体制というのをどう作っていくのかは大分違いが出てくると思います。

時間がそれほどございませんので、できるだけコンパクトにそれぞれご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。井岡議員から順にお願いします。

井岡議員；

県議会の議会事務局の人員は市町村より数多くございますが、ただ2年で担当者が変わるということで、やはり議員がリードしていかなければならないと思います。たとえば、資料3の追加資料の議員提案の政策条例制定フローではルールを平成20年3月から、条例制定するのは誰でも簡単にできるだけでなく、公式に乗せたいということで、4回ぐらい改正をしております。こういうルールづくりを職員が変わってもちゃんとやっていくとか、普段からそういうことが大事だと思っております。

それから、議会事務局は法制担当がおりませんので、県の法令審査室に下請けしてもらうわけですが、これが市町村議会の場合なら大学の先生とかそういう機関を活用するのも一つの方法でございます。

中南議長；

議会事務局のサポート体制をどうするのかということですが、現在十津川村では議会事務局員は監査事務局員を兼ねておりまして、3名体制でやっております。議会の政策形成をサポートするという点では不十分であるかもしれませんが、政策形成は住民によりよい暮らしを実現するためのものでありますので、役場職員の協力も得ながらその実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

天野議員；

本日は各市町村の議員が来られていますが、各議会には図書室がございます。この図書室はどのような状況になっているのでしょうか。私はいろいろな議会を訪れたときに必ず図書室を見るのですが、たいていが食堂になっているのです。あるいは倉庫になっているのです。図書室があるというのは地方自治法第100条第19項で書いてあるわけです。しかし、実際に図書室が機能していないというのは議員が政策提案をしていないからニーズがないということです。地方自治法はあらかじめ議員は政策提案するものだという前提でこの図書室を置きなさいとなっていると思うのです。

しかし、今図書室に本を買うお金がない、リソースがないわけですから、そうしたらどうするかというと連携になります。一つは情報という面では市立図書館や県の図書館のいろいろなところとの連携、データベースとの連携といったものを議会事務局が行えばよいのではないかとというのが一点です。

それから、議会事務局の体制としましては、現在人減らしが進んでいますから、人を逆にふやすというのは無理です。どうするのが良いかというと、一つは専門的知見の活用、これは地方自治法に定められておりますので議決をもってする、あるいは参考人とかパブリックコメントとか市民アンケートとかいろいろな市民参加の機会をつくる、法制担当を議会事務局に置けばよいのですけれども、なかなかそうはいきませんから、そこは事務委任という形をきちんと整えておくということで越えることができるのではないかと考えております。

駒林教授；

ありがとうございます。

サポート体制はなかなか完璧な体制をとるとするのが難しいということで、その議会の中で議会事務局を充実するということが重要なのですが、難しいという感じがいたしまして、先ほど私も申し上げましたし、天野議員もおっしゃった外部の知見を必要とするということです。もう少し広く考えてみると、ネットワークといいましょうか、議員間もいろいろなネットワークがあって、いろいろな情報が共有されたり、議員の交流がなされたり、そういったことが生まれているようですので、そういう中で同じように悩みをもっている議員ないしは議会があると思うのです。そこで、どこかがこういうことをやっている、情報が入ってきたらうちの議会では使えないか、という横の連携、そういうことが重要なことだと思っております。

こういうシンポジウムもこういう機会を利用して三つの議会がどういうことをやっているのかということが、ある程度情報共有になるとは思いますけれども、も

っと視野を広くとって、奈良県以外のところでもいろいろなことを考えておられると思いますので、そういった情報のネットワーク、アンテナを立てるということも重要で、そういう方法をとらないとなかなか政策形成のベースになるようなものが作れないままに来るとなかなか大変かなと思っております。

今日の話で、議員個人の意識の話も政策形成に向けての意識の話もありますし、議会事務局という議員をサポートするところをどう関係づけていくかというのは非常に難しい話なのですが、やっていかなければならない。

井岡議員がおっしゃった政策検討会議について、外形的な話なのですが、今の話からは政策形成から議会の運営のところまで、ややウイングを伸ばしているような、重要な組織体になりそうなのですが、政策検討会議の構成はどうなっているのでしょうか。

井岡議員；

政策検討会議の構成については、交渉会派というのが県議会では3名以上ですが、会派から代表が出ていただくのと、オブザーバーとして1人会派でもでいて、議論をするわけでございます。

駒林教授；

位置づけとして重要度が高くなっているようですが。

井岡議員；

そうですね。政策検討会議での議論を各会派に持ち帰っていただいて、各会派で議論をして、そして政策検討会議で議論をして、そして意見をいうのはやはり常任委員会などで意見をいってもらう。その前段としてお互いの意見を共有しあうということですよ。

駒林教授；

それぞれの議員の立場からいろいろなお話をさせていただきました。最後に、政策形成について、最後に言っておきたいことがございましたら、是非お話しいただきたいと思います。天野議員から順によろしく申し上げます。

天野議員；

通常、政策形成といえばニーズ、ウォンツがあり、それに対して誰かが提案するわけです。その提案をする時に調査をしたり、知見を入れたりいろいろな情報を得ることで政策ペーパーを作っていくって、最終的にメリット・デメリット表を

作って議会に上程する、首長が政策判断するとかということなのですが、どのタイミングで議会が入ればよいのかをもっと研究して行きたいと思います。

たとえば、それは事前審査にあたるではないかと、すぐそのようになりますが、そのあたりの標準的な形ができあがってくればいいなと思います。

中南議長；

私どもは議会基本条例の中に、議会の機能強化及び合意形成をうたっております。そういう意味で、政策立案機能を強化して積極的な政策提案を行っていかうと、議員相互の自由な討議を行いまして、議論をつくり、結論を出していきたいというふうに考えております。

また、委員会の活動もこれ以上に活発にしていきたいと考えます。以上です。

井岡議員；

まず、小さなグループでよいから、政策的に合うグループから始めて、そして議員一人ずつ説得していく時間が必要かと思っています。今まで、ここまで進んできましたが、一定のブレーキではないのですけれども、もう一度今までやってきたことを先輩議員にも理解してもらうために、改革は進めてもよいけれども、少しもどって皆が理解をしながら進めていくという時期に入っていると思います。

あまりにも進みすぎても、全員の理解をもらえないと議会として首長に対して意見を申せません。また、言い方は悪いかもしれませんが、首長が選挙目当てで甘い政策をするケースが多いのですけれども、これを監視するのも議会の役目でございますので、そういうものも含めましてこれから頑張っていきたいと思いません。

駒林教授；

ありがとうございます。中南議長にお伺いしたいのですが、非常に議員の数が10名ということで、16名を10名に減員されたということで、少なくなった中で議員の方々は少なすぎて政策形成まで難しいのではないかという意識はお持ちではないのでしょうか。それについてお願いしたいです。

中南議長；

確かにおっしゃるとおり、政策形成を立案するだけの技量を議員がもっていないというのが実情でございます。まだまだ、ひとり一人の議員が、勉強を重ねていかないことにはそういうことについて長けていないというのが実情だと思いますので、厳しい状況にあることは事実でございます。

駒林教授：

議長が中心になって議員と、10名なのでコミュニケーションはとれるでしょう。しかし、村の大きな試練があったので、そちらの方にずっと対応されていて難しかったかもしれません。今後、村のあり方はまさに議会のあり方に関わってきますので、少なかつたら少なかつたなりに、全体的な話の方がむしろ上手くいくのかと、なかなか10人で政策の小さなところまで分担してやっていくというのは難しいということがありますので、そういう議員の数が少ない場合の対応というのはやはり考えていかなければならないと、本日お伺いして考えた次第でございます。

本日のシンポジウムの簡単なまとめに入らせていただき、あとで質問に入らせていただきたいと思います。

今三人のそれぞれの立場から政策形成に対してのいろいろなご苦労がございました。ここは議員の方々がいろいろな政治的な信条とかお立場がございましたので、政策形成に向けての一致した認識というのはなかなか難しいのですけれども、そこを乗り越えていくということを是非やっていただきたいと思います。ただ、政策形成とはただ条例を作るということではございませんので、私の最初の話のように、議員の中でよく議論をしていくということが重要と思っております。その議論の結果、上手くいかなくても何らかの形で成果品としてオープンにしたいと思っております。

それを積み上げていく中で、一定の方向性が見えてくるのかなと思います。

ご存知のとおり、例えば議会報告会というところで、意見交換をして政策につなげていく、政策提案にするということはあるのだけれども、一方で、議会報告会をやってしまうと議員さんにいろいろなクレームが出てきて大変だということで、今年は半分にしよう、来年はやめようという議会もあるのです。ただ、時間がかかって試練を乗り越えないと、なかなか住民との関係はうまくいかないという感じがいたします。

政策形成も一定の時間がかかるということですから、井岡議員がおっしゃったようにフローチャートも4回変えられたということですから、その都度変えていかなければならない、完璧なものはないということを確認していただいて、この政策形成の取組に是非皆さん方をお願いしたいと思っている次第でございます。

これでパネルディスカッションを閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

司会（神田議員）；

駒林先生そしてパネリストの皆さまありがとうございました。それぞれの議員の、それぞれの議会のとりくみ、そしてこれからの課題というものを報告いただきましてありがとうございます。

会場の皆さまの質問の時間を取りたいと思います。手をあげていただいたらマイクをお持ちしますので、この機会でございます、遠慮なくご質問ください。なお、質問していただく時は、挙手していただきお名前と所属議会をお知らせいただきたいと思います。どうぞ。

参加者；

北葛城郡王寺町議会議員の鎌倉でございます。よろしく申し上げます。

私どもは、昨年、議会改革特別委員会を立ち上げておりまして、その中でやっと議会基本条例にとりかかるという作業に入って参りました。明日、また委員会がございますので、本日は絶好の機会にシンポジウムが開かれ、参加出来たことをとても喜んでおります。ありがとうございます。

一点、お伺いしたいのですが、今、私どもは近隣市町村の作られている条例を参考にしながら王寺町として独自のきちとしたものを作り上げたいと思っております。そこで今は周囲の今できている条例を研究しているという状況ですがどんなタイミングで、本日の駒林先生のような専門の先生にお話を伺っていくというのが有効なのか、どのお方でも結構ですのでお教えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

司会；

では天野議員からお答え願います。

天野議員；

奈良市議会では作業部会を作って、まずたたき台を出したのです。そのたたき台に対して市民アンケートを取り、なぜこの条例が必要なのかという理由を作っていたのです。それで、ある程度議案が固まってくると、そのタイミングで専門的知見を入れました。

司会；

ありがとうございます。今の天野議員のお話とは違ったタイミングで専門家にお話を聞かれたところはございますか。

中南議長；

十津川村議会では、先ほどお話しさせていただいたとおり、始めに大学の先生に来ていただき議会基本条例はどのようなものかということをお勉強させていただいてから作成に入らせていただきました。

司会；

ありがとうございました。井岡議員はどうですか。

井岡議員；

条文や逐条解説を作るにはパターンがございます。そのパターンを作って議員が個々にいろいろな形で会派の議員が作っていったところで、法令審査で条文が変えられるわけです。法令審査にかける前に有識者から専門的知見をいただく、そしてまた、その後、条文ができあがった時点で、来ていただかなくてもよいけれども協議はするというのが一番いいのではないかと考えております。

参加者；

ありがとうございます。参考にさせていただき、これから進めて参りたいと思います。

天野議員からのお話で、市民アンケートを行ったということですが、どんな方法でされたのか、どのくらいのサンプルでされたのかについてお尋ねします。

天野議員；

市民アンケートは、議員が各駅や公民館、保育所の前といったところに、画板にアンケート用紙を持って行って書いていただくという方法と、それから自治会長、自治連合会長といったところにまとめてお渡しするという形をとりました。例えば、こういうアンケートを取る場合は、無作為に各住所から抽出してやるのが最もバイアスがかからなくて良いのですが、お金がないということで自分たちでやりました。

司会；

ありがとうございました。では、明日の委員会で参考にしてください。

参加者；

ありがとうございました。

司会；

他にございませんか。

駒林教授；

最後に私の方から基本条例の関係で3名がおっしゃったようにいろいろな関わり方があると思っております。ほとんどできあがっている段階で関わったところもございますし、三重県の議会基本条例のところではもう少し手前から関わらせていただいたということがございます。上手に専門の知見を活用していただければいいと思っております。

一番我々から見て議会基本条例のパターンがあるのですけれども、ちょっと違うものを作りたいとおっしゃる時がございまして、そこが他の条文との整合性がうまくいっていないというのがあるのです。ただ、議員の方々の思いがその中に入ってきますので、その思いが高じてしまうと条文に落とし込む時になかなか難しいというところがあって、できるだけその思いを反映していただきたいのだけれども上手く法令的な意味での整合性をとることがありますので、そこは専門家のご意見を聞かれたらいいかなと思っております。

議会基本条例の関係でいうと、作ってしまうと、その責任が出てきて、作らなくてもいいのだという意見もあるのですけれども、作らなくても十分改革できるという意見もあるのですが、やっぱり聞いてみますと、作ると意識が変わってきてやはり改革の方に転がっていくのです。ただ、単に条例を作っただけだと考えておられる議員もおられるかもしれませんが、何か違うということを、どこの議会の議員さんもおっしゃっていますので、制定後の改革も視野にいった形で議論をしていただければありがたいと思っております。

司会；

ありがとうございました。それでは時間が参りましたので、これでパネルディスカッションを終了させていただきたいと思っております。

駒林先生、パネリストの皆さまにもう一度拍手をお願いします。

以上をもちまして、第2回奈良県議会改革シンポジウムを終了させていただきたいと思っております。

なお、アンケート用紙の記入も是非よろしくをお願いします。アンケート用紙のお答えが、これからの議会改革に大変参考にさせていただけると思っております。

ありがとうございました。